

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 検討が必要な項目に関する論点の検討

-関連会社及び共同支配企業に対する長期持分 (IAS 第 28 号の修正)

目的

1. 本資料では、「2017 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日までに公表されている会計基準等（重要な会計基準以外）のエンドースメント手続」（審議事項(3)-3-1）で「基本的な考え方」の観点から追加の検討があるとした「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分 (IAS 第 28 号の修正)」（以下「本改正」という。）について、「削除又は修正」の要否の検討を行う。

検討が必要な項目に関する IFRS と日本基準の規定の概要

(IFRS)

2. 本改正の明確化により、関連会社及び共同支配企業（以下「関連会社等」という。）に対する長期持分（一定の長期貸付金や優先株式を通じた投資で、持分法が適用されないもの）について、次の会計処理が適用される（IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」第 14A 項）。
 - (1) 長期持分に対して、まず、IFRS 第 9 号「金融商品」の要求事項が適用される。例えば、長期貸付金には予想信用損失モデルを基礎とする減損の要求事項が適用される。
 - (2) 関連会社等の損失の金額（企業の持分）が普通株式に対する企業の投資額を超える場合（債務超過等により、持分法投資が計算上、マイナスとなる場合）には、長期持分に対して当該損失超過分を配分する（IAS 第 28 号第 38 項¹）。

¹ 原文仮訳は以下のとおり。

「関連会社又は共同支配企業の損失に対する企業の持分が、関連会社又は共同支配企業に対する持分と等しいか又は超過する場合には、企業はそれ以上の損失についての持分を認識しない。関連会社又は共同支配企業に対する持分は、持分法で算定した当該関連会社又は共同支配企業に対する投資と、当該関連会社又は共同支配企業に対する企業の純投資の一部を実質的に構成する長期の持分との帳簿価額である。例えば、決済が計画されておらず予見できる将来に決済される可能性も低い項目は、実質上、当該関連会社又は共同支配企業に対する企業の投資の延長である。そうした項目には、優先株式や長期の債権又は貸付金などが含まれるが、営業債権、営業債務又は適切な担保が存在する長期債権（担保付融資など）は含まれない。普通株式に対する企業の投資額を超えて持分法で認識された損失は、企業の関連会社又は共同支配企業に対する持分のその他の構成部分に、優先順位（すなわち、清算時の優先順位）の逆の順序で適用される。」

(2)の会計処理にあたり、(1)で計上した長期貸付金に係る減損損失を戻すことはしない。

(3) さらに、持分法投資と長期持分を合わせた純投資全体について減損損失の認識(同第40項から第43項)を行う。

(日本基準)

3. 日本基準においては、以下が規定されている(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」第20項及び第21項)。

(1) 持分法を適用した関連会社の欠損を負担する責任が投資額までに限られている場合、投資会社は持分法による投資価額がゼロになるところまで負担する。

(2) ただし、関連会社等に対し設備資金や運転資金等の貸付金等がある等の場合には、債務超過額(マイナスの純資産額)のうち投資会社が事実上負担することとなると考えられる割合に相当する額を投資会社の持分に負担させなければならない。

(3) 関連会社等への持分を超える部分について、投資会社である企業が損失を負担する場合には、当該超過部分は「持分法適用に伴う負債」等適切な科目をもって負債の部に計上することとされている。

(4) この場合、投資会社である企業が持分法適用会社の債権に対して設定している貸倒引当金等について、持分法適用上戻し入れを行う必要があるとされている。

検討が必要な項目とした理由

4. 本改正により、関連会社等に対する長期持分に係る損失の二重計上の問題が顕在化する可能性があると考えられ、当期純利益に与える影響を考慮して、会計基準に係る基本的な考え方の観点から、追加のエンドースメント手続が必要な項目に該当するものとした。

本件に関しては、第41回IFRSのエンドースメントに関する作業部会(2018年1月19日開催)において検討の必要性に関する意見が聞かれている。

分析

(IASBによる改正趣旨)

5. 本改正は、実質的に関連会社等に対する純投資の一部を構成する長期持分がIFRS第9号の適用範囲に含まれるか否か、及び、含まれる場合に、IFRS第9号の減損の要求事項が適用されるか否かを質問する要望書に関して、当該質問に限定して要

求事項の意図を明確化する対応を行ったものである（IAS 第 28 号 BC16A 項、BC16B 項）。

（改正による問題点）

6. 持分法で普通株式に対する投資額を超えて損失が認識される場合、長期貸付金等の長期持分には、当該損失超過額が、IFRS 第 9 号による減損損失に加えて認識されることとなる。しかし、いずれの損失も投資先（関連会社等）の状況の悪化を反映するものであり、特段の調整を行わないため、損失を重ねて認識している可能性がある。
7. 前項の要求事項の重複適用に関しては、篤地 IASB 理事が本改正への反対意見（付録参照）で指摘しているほか、本改正と同様の提案を行っている IASB の公開草案に対する当委員会の IFRS 適用課題対応専門委員会からのコメント（付録参照）でも指摘している。

IFRS 適用課題対応専門委員会からのコメントは次のような分析に基づいている。

- (1) 本来は、純投資に含まれる持分の範囲の見直しを行い、持分の性質に応じた会計処理を検討することが理想であるが、そのような検討は持分法会計全体の抜本的な見直しが必要であり、当面の取扱いとして、実務上のばらつきを削減するために基準を修正することは有用と考えられる。
- (2) ただし、本改正による場合、(a)最初に、長期持分に対して IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルに基づく減損の要求事項が適用され、(b)次に、IAS 第 28 号第 38 項に基づいて、関連会社等で計上された投資額を超える損失を長期持分に配分し、(c)最後に、純投資全体について IAS 第 28 号の減損の要求事項（その結果として IAS 第 36 号「資産の減損」の要求事項）を適用することとなるが、次の理由により、(a)と(b)の間で損失の計上が重複する問題が生じる可能性がある。
 - ① (b)の会計処理は、既に IFRS 第 9 号に基づく減損損失の検討を行った長期持分に対して、関連会社等で計上された純損失（投資額を超える損失）という異なる尺度で測定された損失を配分する会計処理であること。
 - ② 長期持分について IFRS 第 9 号に基づく減損の検討を行った場合には、予想信用損失モデルに基づく評価が行われていることから、関連会社等で実際に損失が計上されるよりも早い時点ですでに減損損失の認識にその影響が反映されている可能性が高いと考えられること。

この状況については、関連会社等に対する持分全体の観点から損失計上額の妥当性を見直す手続が確保されていないため、計上された損失額が妥当であるかどうかを担保することができない状況が生じるものと考えられる。

8. なお、IASB は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 28 号をそれぞれ適用した場合の長期持分の

会計処理について再検討を行おうとすると、長期持分の測定を、企業の投資の延長である（純投資の一部を実質的に構成する）側面と、金融商品としての側面のいずれを重視して行うべきかという整理が必要となり、それにより根本的な対応として持分法全体の再検討が必要となると考えた。これを踏まえて、IASB では第 5 項に示す明確化にプロジェクトの範囲を限定して対応を行ったことから、前項の ASBJ（IFRS 適用課題対応専門委員会）からのコメントに対する直接の対応は行っていない。

(問題点の評価)

9. 本改正を通じて長期持分に対する IFRS 第 9 号の適用関係が明確にされた一方、上記の分析のとおり、長期持分に係る損失に関して、異なる要求事項がそれぞれ適用されることにより重複して取り込まれた損失を見直す必要がある点が指摘されているが、直接の対応がなされないまま最終化されたものと考えられる。
10. したがって、懸念は残るものの、この問題については、「削除又は修正」を行うレベルの懸念ではないと考えられる。その旨を「コメント募集」に記載する。

ディスカッション・ポイント

IAS 第 28 号の修正に関する当委員会事務局の追加の検討及び「削除又は修正」を行わないものとする結論についてご意見をお伺いしたい。

以 上

付録 鷺地 IASB 理事の反対意見、及び、IAS 第 28 号修正の公開草案に対する IFRS 適用課題対応専門委員会からのコメント

鷺地 IASB 理事の反対意見

- D01 鷺地氏は、「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分（IAS 第 28 号の修正）」の公表に反対の投票を行った。彼の反対の理由を以下に示す。
- D02 鷺地氏は、関連会社又は共同支配企業に対する持分は、IFRS 第 9 号の要求事項又は IAS 第 28 号の要求事項のいずれかの対象とすべきであり、その両方とすべきでないと考えている。したがって、彼は、企業が持分法を用いて会計処理を行う関連会社又は共同支配企業の持分のタイプと IFRS 第 9 号を適用して会計処理を行う関連会社又は共同支配企業の持分のタイプを特定することもせずに IAS 第 28 号を修正することに反対している。
- D03 鷺地氏は、当該修正が会計上の要求事項を同じ資産に対して「重複して適用する」結果となり、彼の考えでは、会計基準の基本原則に反する。彼は、この会計上の要求事項の重複適用は二重計上をもたらす可能性があり、財務諸表の質を損なう可能性があると考えている。

IAS 第 28 号修正の公開草案に対する IFRS 適用課題対応専門委員会からのコメント（公開草案「IFRS の年次改善 2015-2017 年サイクル」に対するコメント抜粋）

質問 1—修正案（関連会社及び共同支配企業に対する長期持分）

本公開草案に示したように基準を修正するという IASB の提案に同意するか。反対の場合、その理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

4. 我々は、次の理由から本公開草案で提案された IAS 第 28 号の修正提案に同意しない。
- (1) 我々は、関連会社及び共同支配企業に対する長期持分には、様々な種類の持分が含まれることを踏まえ、持分法の包括的な見直しの一環として、あるべき会計処理を検討すべきであると考えている。
- (2) ただし、持分法会計全体の抜本的な見直しには、最終基準が発効されるまでに相当な時間を要することが想定される。実務上のばらつきを削減するためにも、当面の取扱いとして、基準を修正することは有用であると考えられる。
- (3) その場合であっても、我々は、関連会社及び共同支配企業に対する長期持分に対して IFRS 第 9 号に基づく測定を行った後に、長期持分に対して IAS 第 28 号第 38 項の要求事項に従って関連会社及び共同支配企業の純損失に対する企業の持分を配分することは、損失の二重計上となる可能性があることから適切でないと考えている。本公開草案の提案に基づき、長期持分に対して IFRS 第 9 号を適用することとした場合には、損失が二重に計上されないように他の要求事項を見直すべきである。

以上